

2025年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

－ 国・東京都・町田市における学童保育をめぐる動き －

< 国の動き >

1. 学童保育の現状

全国で学童保育は2024年5月1日現在、2万4,536か所（前年比43か所増）、利用児童数は、146万5,124人（前年比6万1,094人増）でした。これは公立小学校に通う1年生から3年生のうちの4割が、学童保育に通っている計算になります。なお、少子化や学校の統合の影響で施設数・「支援の単位」※1を減らしている地域も見られます。入会児童数は、どの学年でも前年比で増加しています。一方、利用継続を希望しているにもかかわらず、整備が追いつかないことから、2年生でも入会できなくなっている地域があります。待機児童数は1万7,737人でした。

※1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下と定めている。

2. 「放課後児童対策パッケージ2025」

2024年12月に「放課後児童対策パッケージ2025」が発出されました。パッケージは、待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、2023～2024年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、2024年度に発出されたものを改定されたものとなっています。

「パッケージ2025における新規・拡充事項のポイント」として概要版には、喫緊の課題となっている待機児童の解消に向けた受け皿整備等に関し、引き続き「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」に取り組みつつ、浮かび上がってきた3つの課題に対応した6つの対応策を追加して整理したことが記されています。【資料1】

【資料1 放課後児童対策パッケージ2025 新規・拡充事項のポイント】

3つの課題	6つの対応策						
①待機児童発生状況の偏り ・長期休業前に多くの待機児童が発生（時期） ・特に必要性が高い小1の待機児童の発生（学年） ・一部の自治体において特に発生（地域） <table><tr><td>◆待機児童数の変化</td><td>5月1.8万人 → 10月0.9万人</td></tr><tr><td>◆小1の待機児童数</td><td>2,209人（全体の12.5％）</td></tr><tr><td>◆待機児童の発生</td><td>東京都、埼玉県、千葉県で全体の4割（R5と同様）</td></tr></table>	◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人	◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5％）	◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で全体の4割（R5と同様）	1. 夏季休業期間中等の開所支援。 2. 特に入学前の不安が大きい小学校新1年生の待機の解消。 3. 待機児童数の多い自治体に向け、民間の新規参入支援、人材確保策の実施、待機児童に対する預かり支援を行う等のモデル事業等を展開。
◆待機児童数の変化	5月1.8万人 → 10月0.9万人						
◆小1の待機児童数	2,209人（全体の12.5％）						
◆待機児童の発生	東京都、埼玉県、千葉県で全体の4割（R5と同様）						
②補助事業の未活用等 ・様々な補助メニューの一層の周知が必要。 ・安全対策のための定員管理の必要。	4. 待機児童数の多い自治体について、補助事業の丁寧な周知を図るとともに、補助事業の活用状況を含めた取組状況や待機児童の状況の詳細を公表。 5. 緊急的に受け入れ増に至った場合の安全対策について更なる方策の検討等。						
③関係部局間・関係者間の連携 ・福祉部局・教育委員会間での連携が不十分で、放課後児童クラブ・学校関係者の一層の連携協力が必要。	6. 運営委員会や総合教育会議の活用促進、学校施設活用の際に教師の負担を生じさせることのない管理運営等の好事例の共有。						

3. 「放課後児童クラブ運営指針」の改正

2025年1月に「放課後児童クラブ運営指針の改正について」が発出され、施行は2025年4月1日とされています。

改正は、こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会のもとに「児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会」を設置し、2023年に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」の理念等を反映することを基本とし、関係法令等の改正や近年の学童保育クラブをとりまく動向等をふまえて行われたものです。今回の改正は、子どもの権利や安全対策を意識した内容となっています。

4. 2024 年度補助基準額創設

2024 年度に、「運営費における常勤職員配置の改善」のための補助基準額が創設されました。「同じ放課後児童支援員が継続的に育成支援にあたることによって、利用する子どもの安定をめざす」ことを目的とするものです。町田市は 2025 年度より予算計上をしています。

<東京都の動き>

1. 「東京都認証学童クラブ制度」の創設

子どもの自主性、社会性及び創造性をはぐくむとともに、保護者のニーズに応じた多様なサービスを提供し、学童保育クラブの充実が図られるよう、東京都独自の新たな運営基準による「東京都認証学童クラブ制度」が 2025 年度 4 月に創設されます。東京都では、待機児童が発生している状況を踏まえ、まずは受け皿確保を進め、段階的な認証学童クラブの拡大を目指すとしています。東京都独自の運営基準を満たす学童保育クラブを認証し、運営にかかわる経費が補助されます。

東京都の運営基準は、国の運営基準を超えた項目もある一方、専用区画や児童の規模に一定の経過措置が設けられているため、経過措置が永続されないか懸念されます。2028 年度末をもって都型学童クラブ事業が終了するため、町田市も認証学童クラブへ移行していくことが想定されるため、今後の動きを注視していきます。【資料 2】

【資料 2 東京都認証学童クラブ制度の運営基準と国基準の比較表】

区分	認証学童クラブ	国基準
設置・運営形態	公設公営、公設民営、民設民営	公設公営、公設民営、民設民営
専用区画	・児童 1 人につき 1.98㎡以上確保 ただし、当面の間は、児童 1 人につき 1.65㎡以上確保 ・日によって変わるタイムシェアは、一時的なものとすること ・専用区画に加えて複数の場の確保に努めること	児童 1 人につき概ね 1.65㎡以上
規模	・1つの支援単位で、上限 40 人 ※ 41 人から 45 人は、経過措置を設定 ・支援単位ごとの育成支援の実施	1つの支援単位で、概ね 40 人以下 (上限なし)
職員体制	・1支援単位に支援員を 3 人以上配置 (その 2 人を除き、補助員でも可) ・1支援単位につき、1 人は常勤の支援員を配置 (勤務時間は、概ね 8 時間/日とするよう努めること) ・常勤の支援員の複数配置に努めること	・1支援単位に支援員を 2 人以上配置 (その 1 人を除き、補助員でも可)
職員の確保、定着、育成	・勤務条件や賃金体系の策定 ・研修計画の策定及び研修の実施 ・ICT の活用に努めること	—
障害児	・個々の子供の状況に応じた環境に配慮 ・職員配置、施設や設備の改善等の工夫 ・職員間の情報共有や研修等による障害の理解	—
活動内容	・子供の意見を聞く場や機会の創設 ・多様な活動や遊びの実施	—
開所日数	毎日（日曜・祝祭日・年末年始を除く）	年間 250 日以上
開所時間	・平日午後 7 時まで ・授業の休業日は午前 8 時から午後 7 時まで ・午前 8 時より前や午後 7 時を超えた開所に努めること	・平日 1 日 3 時間以上 ・授業の休業日は 1 日 8 時間以上
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	—
質の評価	・東京都福祉サービス第三者評価の受審 ・都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入 ・直接申込やサービス内容などの公表	—

<町田市の動き>

1. 「まちだの新たな学校づくり」に伴う学童保育クラブ

町田市では、「まちだの新たな学校づくり」として、2025 年度より小学校の統合が始まり、南成瀬小学校（なんなる学童保育クラブ）と南第二小学校（そよかぜ学童保育クラブ）が統合し「成瀬小学校（成瀬学童保育クラブ）」、本町田小学校（本町田学童保育クラブ）と本町田東小学校（本町田東学童保育クラブ）」が統合し、「本町田ひなた小学校（本町田ひなた学童保育クラブ）」となります。統合された学童保育クラブは、2025 年度入会申請数は成瀬学童保育クラブで 207 名、本町田ひなた学童保育クラブで 114 名（2025 年 2 月 7 日時点）となっており、成瀬学童保育クラブは統合される前と比べ倍の児童数となります。

2026 年度には、鶴川第三小学校（鶴川学童保育クラブ）と鶴川第四小学校（鶴川第四学童保育クラブ）が統合され、鶴川中央小学校（鶴川中央学童保育クラブ）となります。

2025 年 3 月町田市議会（文教社会常任委員会）の、行政報告にて「町田市の新たな学校づくり推進計画」の一部修正が出されました。【資料 3】

現計画の第 2 期では、事業期間 8 年間で、9 校の建替え、1 校の増築、1 校の改修を実施する予定でしたが、計画の一部修正後は、事業期間 13 年間で、10 校の建替え、2 校のリニューアル工事注 1 を実施することに変更しています。また施設整備工事の着工は、原則毎年度 1 校とすることと、建替えとリニューアル工事を組み合わせることで財政支出の平準化を図るとしています。第 2 期の対象校の中に法人が運営している学童保育クラブは、どろん子（南第四小学校）、高ヶ坂けやき（高ヶ坂小学校）、成瀬中央あおぞら（成瀬中央小学校）、大戸のびっ子（ゆくのき学園）となります。町田市の動向を注視しながら、学童保育クラブの統合の際には、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境となるよう、保護者と共に考え町田市に働きかけていきます。

注 1 外壁や内装の改修、ライフラインの更新と併せて、既存校舎をリノベーションし、新しい時代の学びを実現する学習・生活空間を整備することにより、学習環境の向上と老朽化対策を一体で推進していきます。

2025 年度の入会申請者数（2025 年 2 月現在）が 200 名を超えるクラブは市内で 4 クラブとなり、4 月 1 日の時点で入会待ちの児童が出ることが予想されます。

2025年度 町田市入会申請者数			
申請児童数	クラブ数	申請児童数	クラブ数
200人以上	4	90～45人	5
199～150人	10	44人以下	2
149～91人	19	合計	33

2025年2月現在

【資料 3 「町田市新たな学校づくり推進計画」の一部修正（案）】

変更後 小学校の統合・建替え等の時期

期	項番	項番 (旧)	学校名 (候補地名)	学校 候補地	基本計画検討着手 目標年度	新校舎使用開始 目標年度	(参考) 想定統合年度
第 2 期	6	10	南第三 南第四	○	2026	2034	2034
	7	6	小山田 小山田南	○	2026	2035	2035
	8	11	町田第六 高ヶ坂 南大谷	○	2027	2035	2031 第 3 期に統合
	9	12	町田第四 山崎	-	2028	2036	-
	10	9	七国山 山崎中学校跡地	○	2030	2035	2035
	11	18	成瀬台 成瀬中央	○	2031	2039	2035
	12	20	相原 小中一貫ゆくのき学園（大戸）	○	2032	2041	2037
	2033年度以降に基本計画検討着手						
第 3 期	13	19	藤の台 金井 金井スポーツ広場	○			
	14	13	町田第五 忠生第三	-			
	15	16	木曽堤川 つくし野	○			
	16	15	南つくし野 忠生	○			
	17	7	図師 鶴川第一	○			
	18	14	大蔵	○			

*「第 3 期」は、検討着手時期が近づいてきた段階で、改めて社会環境の変化を踏まえた実現可能性を検討するため、詳細な時期は示していません。

変更前

期	項番	学校名 (候補地名)	学校 候補地	基本計画検討着手 目標年度	新校舎使用開始 目標年度	(参考) 想定統合年度
第2期 小山田地区等	6	小山田 小山田南	○	2024	2031	2031
	7	忠生 山崎(一部) 岡師	○	2025	-	2030
	8	町田第二 山崎(一部)	-	2025	2032	-
	9	七国山 七国山	○	2027	2033	2030
	10	南第三 南第四	○	2027	2033	2033
	11	町田第六 高ヶ坂 南大谷	○	2027	2034	2031 2036
	12	町田第四	-	2027	2034	-
	13	町田第五	-	2028	2035	-
	14	鶴川第一 大蔵	○	2030	-	2032
	15	つくし野 南つくし野	○	2030	2036	2036
	16	忠生第三 木曾境川	○	2030	2037	2034
	17	町田第一	-	2031	2038	-
	18	成瀬台 成瀬中央	○	2033	2039	2036
第3期 鶴川地区等	19	藤の台 金井 金井スポーツ広場	○	2033	2039	2039
	20	相原 小中一貫ゆくのき学園(大戸)	○	2040年度までに検討		

2. 「まちだの中学校給食センター計画」

2022年度に策定された計画では、「地域の健康増進」と「地域経済の活性化」につながる取り組み例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。町田市では、一部の学童保育クラブにおける昼食提供の実証実験を2025年度に開始できるよう、学童保育クラブへの配送手法や搬入経路、発注方法などについて、検討をすすめています。

3. 学童保育クラブ育成料（利用料）のあり方に係る検討

「町田市子ども・子育て会議（育成料のあり方検討部会）」にて、①受益者負担割合の適正化 ②他市との比較 ③保護者からの意見 ④国や東京都の傾向の4項目を検証し以下の内容を町田市へ答申されました。

【提言1】今後も国・都のこども政策の拡充による受益者負担割合の上昇も考えられることから、育成料（利用料）を据え置くことが望ましい。

【提言2】市で適正としている受益者負担割合50%を恒常的に超える場合には、概ね3年～5年ごとの見直し時期を待たずに、育成料（利用料）の見直しを行うことが望ましい。また、見直しの基準となる適正な受益者負担割合の範囲を定めることが望ましい。

これを受け、町田市は学童保育クラブの育成料（利用料）を据え置きとし、今後のあり方検討は、受益者負担割合が恒常的に50%を超える場合、概ね3年から5年ごとの見直し時期を待たずにを行うことを、2025年3月町田市議会（文教社会常任委員会）にて、行政報告がされました。

<法人動き>

町田市の指定管理者制度の指定管理期間は5年を基本としています。2025年度の指定管理者募集への応募については、法人の状況、町田市の動向等を踏まえ判断していきます。

第6期中期計画（2024～2026年度）に基づき、保育理念である「子どもは地域の中で見守られながら育つ」「地域の子育てネットワークづくりに貢献する」といった考え方を大切に、学童保育事業を中核としながら地域の子ども達を視野に入れた事業展開をめざします。

参考資料：全国学童保育連絡協議会 発行 「学童保育情報」2024－2025
東京都認証学童クラブ制度 創設に向けた専門委員会
町田市新たな学校づくり推進計画

I. 事業概要

1. 法人事業

1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- (1) 子ども達が健やかに成長できる地域
- (2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり
- (3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域
- (4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり
- (5) 市内の子育て支援ネットワークの一員として地域に貢献する

法人理念の「子どもたちが自ら発達していく力を信じて、輝く瞳と笑顔の絶えない保育を目指す。」また、「子どもたちが仲間たちと地域の中で育つとともに、大人が育ちあうことで、子どもたちと保護者が孤立した子育ての中で心を痛めることのない、地域のネットワークづくりを目指す」ことは、SDGs で掲げている 1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 5. ジェンダー平等を実現しよう 10. 人や国の不平等をなくそう 16. 平和と公正をすべてのひとに の目標に通じている。今後、SDGs の目標と法人理念を照らし合わせながら、子どもたちの健やかな成長、地域のネットワークづくりに貢献していく。

2) 基本事業

- (1) 子育て支援事業
 - ①乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）
 - ②子どもの居場所づくり事業（にじいろキッズ・ロケットキッズ）
- (2) 子育て支援事業に関する調査・研究活動
- (3) 啓発活動および情報提供
 - ①広報紙「くれよん」の発行
 - ②ホームページによる情報提供
 - ③その他必要な事項

3) 個人情報保護

- (1) 個人情報の適正な管理
- (2) 開示等の請求があった際には児童青少年課に報告し対応する。
- (3) 職員教育の徹底

4) 苦情解決

法人の苦情解決制度による適正な運用

5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査の実施

2. 学童保育事業

1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生の生活を保障し、異年齢の子ども集団の中でその心身共に豊かな発達を保障することをめざし、あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、子どもによりよい環境をつくる
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実をめざす

- (3) 子育て支援を担う福祉施設であることを自覚し、地域に開かれた学童保育をめざす
 (4) 安全に十分配慮した適正な施設管理の徹底を図る

3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。どろん子クラブについては、一部委託契約となる。

4) 利用対象者

- (1) 利用対象者
 ①町田市の条例等の定めにより入会を許可された児童
 ②町田市の要項に定める緊急一時保護を要する児童
 (2) 定数
 町田市との協定による児童数
 (3) 利用期間
 年度ごとの利用申請とする

5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町286	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町3865	ゆくのき学園内
金井学童保育クラブ	金井ヶ丘1-30-2	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂6-7-1	高ヶ坂小学校内
図師学童保育クラブ	図師町239-19	図師小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野2-21-11	つくし野小学校内
鶴川学童保育クラブ	鶴川6-5	鶴川第三小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森東3-22-24	南第四小学校隣接
どろん子学童保育クラブ(分室)	金森東3-21-1	南第四小学校内
なかよし学童保育クラブ	忠生3-10-2	忠生小学校内
成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬2-8	成瀬中央小学校内
南大谷学童保育クラブ	南大谷6-16-2	南大谷小学校内

6) 児童定数・児童数および職員配置

2025. 3. 6 現在

	児童定数	児童数	支援の単位	障がい児	正規職員	非正規	非常勤職員
大蔵	175	175	4	0	5	1	8
大戸のびっ子	45	16	1	0	3	0	4
金井	131	122	3	1	4	1	9
高ヶ坂けやき	77	75	2	1	2	1	5
図師	111	101	3	0	4	1	7
つくし野	129	117	3	0	3	2	7
鶴川	90	82	2	0	3	1	6
どろん子	196	169	5	7	6	3	25
なかよし	111	110	3	1	4	1	11
成瀬中央あおぞら	81	80	2	0	3	0	4
南大谷	163	161	4	3	6	0	19
わんぱく	90	90	2	0	3	0	5
事務局					4	0	0
	1, 399	1, 298	34	13	50	11	110

7) 事業内容

- (1) 学童保育事業
 - ①保護者との協働による保育の実施
 - ②施設維持・管理業務
 - ③事務に関する業務
 - ④苦情解決に関する業務
- (2) 学童保育の啓発活動
 - ①クラブ通信の発行
 - ②ホームページによる情報提供
- (3) 関係機関、団体との連携
- (4) 利用者アンケートの実施

8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2025年度まで	金井、鶴川、どろん子、南大谷
2028年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、図師、つくし野、なかよし、成瀬中央あおぞら、わんぱく
2029年度まで	大戸のびっ子

Ⅱ．法 人 事 業

1. 組織運営

1) 理事会

法人の事業計画および予算の作成、人事に関する決定を行い、円滑な運営および経営に責任を負う。必要に応じて理事懇談会を開催し、法人組織のあり方の検討を行う。

2) 事務局

法人の業務を円滑に実施するため、事務を処理し定款の定める事業を推進する。人材育成として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。

3) 各種委員会

名 称	内 容
運営委員会	法人組織運営、事業全般に関し、理事と施設責任者の職員で業務執行状況の確認および調整を行う。定期的開催することで、法人組織内の重要事項の伝達等を行う。
調査研究委員会	テーマに沿った内容を研究し方向性を検討する。支援員とテーマに興味のある保護者で構成し、保護者の意見を取り入れながら、ともに検討する。
人事委員会	雇用する職員の人事関係全般に関する事務を取り扱う。
苦情解決委員会	事業全般に対する苦情について、適切な対応を行うことにより、法人事業の利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図る。

4) 職員の諸会議

(1) 正規職員全体会

情報共有および人材育成を主な目的とし、年3回開催する。

(2) プロジェクト・課題別の会議

正規職員が中心となり、諸課題に取り組む活動を行う。2025年度は、①ぷちくれよんひろば②ロケットキッズ③広報紙「くれよん」発行④保護者と支援員の学習会に取り組む。

(3) プロジェクト・担当者会議

各プロジェクト、担当者の代表と施設責任者が、それぞれのプロジェクト、担当の進捗状況、課題等の確認を行うために、月に1回開催する。

2. 人財確保

1) 人財確保

国の示す職員配置基準を守るため、採用フローの見直しを行い計画的な人財確保を行う。

(1) 就職説明会

町田市主催の「就活フェア（就職説明会）」、ハローワーク新卒者対象就職説明会に参加し求人活動を行う。

(2) 大学訪問

近隣の大学を中心に卒業した職員と共に事務局が訪問し、大学関係者と情報交換を行う。また、新卒の学生に向けた情報提供を行う。

(3) クラブ見学の受け入れ

入職を考えている方を対象にクラブ見学の受け入れを積極的に行う。

(4) インターンシップの受け入れ

制度の導入を検討する。また、玉川大学からの受け入れを行う。

- (5) 法人ホームページの活用
「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等をホームページに掲載し、情報提供を行う。
- (6) 退職者へのジョブリターン制度の周知を行う。
- (7) 求人アシスト会社へ業務の一部委託
ハローワーク、各媒体の求人票の作成・提出、面接日程等の求人者とのやり取り等を委託する。

3. 人的安定性

1) 人的安定性

- (1) 職員のフォローアップ
振り返りシートを活用し、定期的に施設責任者が職員面談を行う。また、事務局による各クラブへの巡回指導を年1回以上行い、保育内容の質の向上、業務標準化等に関する指導・相談を行う。また、その際に職員面談を実施する。
休職後、職場復帰した職員に対して、月に1回、面談を行い復帰プログラムの進捗状況を確認する。
- (2) メンタルヘルス外部相談窓口
東京メンタルヘルス株式会社が行っている「メンタルヘルスサポートネット」を利用し、年2回のセルフチェック実施と職員のメンタルヘルスクエアを行う。また、新規採用職員に対しセルフケア講習、および管理者むけのラインケア講習等、適宜実施していく。
- (3) 育児休業・介護休業相談担当者を設置し、仕事と家庭の両立を支援する。
- (4) 2026年度を目標にメンター制度の導入準備を進める。

2) 人財育成

基本的な考え方

法人理念および専門性に基づく次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る。

- (1) 利用者（子ども・保護者）の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成
- (2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成
- (3) 職場の課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上
- (4) 自己啓発の奨励・促進
- (5) 町田市学童保育クラブ研修基本方針を参考に研修計画を策定する。

(1) 教育プログラム

- ①階層別に、常勤職員の日常業務に関する教育プログラムにより、各階層で身につける専門知識の体系化を図る。また、実技研修を行い実践に活かす。
- ②職員のキャリアアップに沿った研修計画を立て受講させる。
- ③東京都社会福祉協議会の講師派遣制度を活用する。
- ④常勤職員はステップアップシートを活用し、目標と行動計画をより明確化することで、一人ひとりのスキルアップにつなげる。
- ⑤人事考課に基づくフィードバック面接を定期的に行う。
- ⑥課業一覧に基づき、職員のOJTを進める。

(2) 研修（常勤職員）

種 類		備 考
階層別研修	初任者	①法人理念、ビジネスマナー ②個人情報 ③記録の取り方(1) ④苦情解決((1)様式・対応) ⑤保護者との関わり ⑥メンタルヘルス
	中堅者	①子育て支援 ②集団づくり ③記録の取り方(2) ④実践検討 ⑤苦情解決((2)保護者対応) ⑥保護者会支援(1)(2) ⑦OJT担当者((1)基礎編)((2)実践編) ⑧福祉サービスの組織性(初級)(中級) ⑨人事考課((1)人材育成編)
	2等級	①人事考課者((2)実施要項編) ②ハラスメント(2等級以上)
	3等級以上	①人事考課者((3)指導記録)((4)評価・育成面談) ②ラインケア研修
交換研修 (クラブ間研修)		クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施
全階層		理念と実践、保育に関する実技
町田市放課後児童支援員 資質向上研修		年8回
東京都放課後児童支援員 資質向上研修		経験年数5年以上の支援員対象
全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会		全国学童保育連絡協議会主催の研修
関係諸機関による研修		子ども家庭支援センター
福祉職員職務階層別研修		東京都社会福祉協議会の主催する研修会
その他		人材育成・組織運営マネジメントに関するセミナー
事務局研修		①NPO法人組織運営に関するセミナー ②組織運営マネジメントに関する研修 ③労務管理等の実務講座
初任者 中堅者 管理者		放課後児童支援員・防火、防災管理者、普通救命救急講習 上級救急救命講習 衛生推進管理者講習
①全クラブへ専門書を整備し、自己啓発のための学習の促進を図る ②「子育てひろば」に関する研修会		

(3) 職場内教育

支援員会議等の中で以下の学習会を開催する。

月	内 容	月	内 容
4	保育理念文書・食品管理・アレルギー対応	9	子どもの権利
5	リスクマネジメント・個人情報の取り扱い	10	苦情解決
6	保健・衛生管理	2	学年別年間保育計画
7	安全管理・危機管理		

(4) 非常勤職員研修

町田市放課後児童支援員資質向上研修等を活用し、全非常勤職員対象に教育を行う。正規職員の内定者研修の一部を録画し、入職時にオンデマンド研修を受講する。学習会は録画し、欠席者には視聴する時間を保障し、全支援員が共通理解のもと保育にあたるようにする。新規採用者を中心に「放課後児童支援員」の研修を受講する。

4. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育をめぐる状況、各クラブの様子等を伝え、情報発信およびコミュニティーづくりとして広報活動を行う。

また、学童保育を利用する保護者や職員、地域の関係機関にむけ、学童保育をめぐる動きや課題等の情報提供および交流を目的とした啓発活動を行う。

1) ニュース発行

(1) 広報紙「くれよん」 年6回発行

学童保育クラブ在籍家庭、市内の子どもに関わる機関、団体に「くれよん」を配布する。各クラブ・保護者・外部団体へ記事依頼を行い、情報発信をする。保護者へ記事依頼をすることで保護者の声を広報紙に載せていく。原稿の確認作業に時間をかけて行うため、納期が早い印刷会社へ変更する。保護者会役員から発行回数、情報量、記事内容、紙媒体での配布について等の聴取した意見を基に、検討を行っていく。

(2) 「ぷちくれよんだより」 季刊発行

ぷちくれよんひろば利用者、子ども子育て支援連絡会等、関連機関、学童保育クラブ在籍家庭に子育てに関する情報提供を目的に「ぷちくれよんだより」を発行し、利用者へ配布する。法人ホームページにも掲載し、ぷちくれよんひろば公式LINE からホームページへのリンクを貼ることで、公式LINE からも閲覧できるようにする。

2) ホームページの充実

- (1) 「お知らせ」ページを活用し、法人からの情報だけでなく、学童保育クラブ、イベント情報、求人・ボランティアについての新着情報を発信していく。
- (2) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報発信を行う。
- (3) 各クラブの基本情報を保護者へ提供する。
- (4) ぷちくれよんひろば・ロケットキッズのページに、実施予定内容、活動紹介、満足度調査の結果等を掲載する。
- (5) 事務局がボランティア受入れの窓口となり、各クラブ・ロケットキッズ・ぷちくれよんひろばの担当者より希望の活動内容や日程等の希望を確認し、募集状況を掲載する。
- (6) 求人案内に「支援員の仕事内容」「クラブ見学」「インターンシップ受け入れ」等のページを新設し、掲載する。

3) その他

学童保育月刊誌「日本の学童ほいく」の普及を図る。

5. 子育て支援事業

1) 緊急一時保護

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より緊急一時保護児童の受け入れの依頼があった場合、各クラブの定数、入会日にかかわらず受入れを行う。

2) 通所支援事業

「町田市学童保育クラブ通所支援に関するガイドライン」に基づき、町田の丘学園に在籍する児童の通学バス停までのお迎え事業を行う。

3) ぷちくれよんひろば事業

目 的	地域の乳幼児とその保護者への遊び場の提供および交流
実施クラブ	5クラブ（大蔵、なかよし、どろん子、南大谷、高ヶ坂けやき）
時 期	月1～3回（4・8月は除く）・水曜日開催
内 容	・施設開放および工作・ふれあいあそび等の企画の実施 ・地域の公園等を利用して屋外の企画を実施 ・地域子育て相談センターとの連携を図り、地域子育て支援連絡会に出席
利用者満足度調査	毎月の企画アンケートで実施する。
広報活動	・学童保育クラブ前での宣伝（掲示板の設置） ・法人ホームページへ掲載 ・町田市子育てひろばカレンダーへ掲載 ・チラシの配布（乳幼児が利用する施設、店舗、学区の小学校・外部会議先一地区委員会等） ・季刊紙ぷちくれだよりを学期毎に発行し法人クラブの全家庭に配布 ・各地区子育て相談センターにマイ保育園推進訪問時にチラシの ・ぷちくれよんひろば公式LINEへの毎月の予定と企画内容の配信

4) にじいろキッズ事業

4月空き待ちとなった児童が出た際に、その児童を対象に、4月の春休み期間に、にじいろキッズを開催し居場所づくりを行うとしているが、近年、近隣の学童保育クラブ（第2希望）へ入会する傾向が高いため、2025年度4月は実施しない。

5) ロケットキッズ事業

目的	・町田市の高学年の居場所作り ・高学年の自主的な参画・体験活動を支援する ・将来的には町田市の子どもたちの居場所作り ・異年齢の繋がる場にしていく
対象者	①2025年度法人内学童保育クラブ在籍 高学年児童 ②2025年度参加者が紹介した同小学校 高学年児童（①児童と一緒に申込に限る） ③2024年度そよかぜ学童保育クラブ在籍 高学年児童 ④2024年度ロケットキッズ参加者
時期	6月の土曜日（1日）・12月の土日（1泊2日）予定
内容	子どもたちが主体的に活動を作るプログラムの実現を最終目標として段階的に進めていく。 ・6月はこどもの国でピザ作り・子ども会議・交流時間を通してクラブや小学校を越えた仲を深める。 ・12月は6月の子ども会議をもとに宿泊企画を行い、子どもたちのやりたいことの実現を目指す。

6. 保護者会活動への支援

法人理念の「子どもは地域の中で見守られながら育つ」を柱に、学童保育を通じて「地域で知り合いができた」と実感できるよう子育てを通じて繋がり協力し合う関係を築けるよう、保護者及び保護者会活動を支援する。

1) 保護者会との懇談会の充実

保護者会活動の本来の目的や意義に対して、共に考える機会を設けるとともに、事前に各保護者会が疑問に思っていること、他保護者会に聞きたいことなどのテーマを募り、双方で考える場を設けることで懇談内容を充実させる。また、法人事業、学童保育事業の報告を行い、意見を求める場とする。各クラブ保護者会の相互の連携を深め、交流を図るとともに身近な子育て支援の輪を広げるため、懇談会は対面で開催し、テーマによってはグループ懇談を取り入れるなど懇談会をより充実した場とする。

2) 保護者と共に学び考える場を

学童保育クラブを利用する保護者と職員、地域の方が共に子どもの人権と発達について学び合うために学習会を開催する。2024年度のアンケートより子育て支援につながるテーマを取り上げ実施する。4年目を迎える2025年度は町田駅前地域での開催に向け準備を進める。また引き続きオンラインを併用するかについては講座の内容、講師とも相談の上、検討する。

3) その他

保護者と支援員の交流会（親善ソフトボール等）の実施に向け、準備をする。また、次年度以降の開催をソフトボール以外での交流ができないか、検討する。

7. 関係団体・機関との連携

1) 行政との連携

事務局が窓口となり、行政と必要な事項（保育環境等）の協議および連携を行う。また、児童青少年課主催の施設長会議に出席する。

2) 学童保育に関する団体との連携

町田市の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携

- (1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）
- (2) 町田市学童保育を考える会（考える会）
- (3) 町田市学童保育運営者協議会

市内で学童保育クラブを運営する法人でつくる「町田市学童保育運営者協議会」に参加し、情報交換を行う。必要に応じて、学童保育事業に関する共通の課題を行政と協働し改善することを目的に、意見交換を行う。

3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

町田市内の諸団体・NPO 法人と交流を図り、新たな共催イベントの検討、ノウハウの情報交換を行う。

8. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき設置された、苦情解決委員会を定期的を開催し、保護者および地域から寄せられた苦情に対し迅速・誠実に対応するとともに、改善・向上のための検証を行う。また、学童保育事業に関する苦情内容は、行政に速やかに報告し、内容によっては連携して解決を図る。

9. 学童保育の充実にむけた取組

学童保育の充実のための課題に対し、諸団体と連携する。

1) 施設の狭あい化

児童数の増加により狭あい化している施設の課題を解消するために、必要に応じて町田市との協議および懇談を行う。

2) 学校統合に伴う学童保育クラブ

町田市では、「まちだの新たな学校づくり」として、2025 年度より小学校の統合が始まる。学童保育クラブについては、現在と同様に 1 小学校区 1 クラブとなる。これに対し町田市運営者協議会とも連携し、必要に応じて町田市との協議および懇談を行う。2026 年度は、鶴川学童保育クラブと鶴川第四学童保育クラブ（町田市社会福祉協議会）が統合されるため、児童と保護者が継続して安心して学童保育クラブを利用できるよう町田市社会福祉協議会と連携を図る。

10. その他

1) 労働安全衛生の推進

職員の健康を確保するため、法令に基づき労働安全衛生の推進を図り、計画的に「安全衛生推進者」の資格取得のための講習を受講する。過去に起きた労働災害の案件について検証し、労災防止に努める。

2) 震災で被災した学童保育への支援金の取組み

2024 年 1 月の能登半島地震を受け、東日本大震災から行っている支援金活動を継続し、1 月を支援金取り組み月間とし、全国学童保育連絡協議会が実施している「東日本大震災学童保育募金」および「自然災害学童保育支援募金」に引き続き協力を行う。被災地の状況を全国学童保育連絡協議会を通じて把握し、広報紙くれよん、クラブ通信等で被災地の報告等を行うなど、支援を広く呼びかける。

3) 法人基盤の強化

- (1) 地域の子育て支援を開始するための新事業の調査研究を行う。
- (2) 会の目的に賛同する会員を増やし、会を支えとともに、学童保育の発展を
- (3) 就業規則等、諸規程の整備改定をすすめ法令遵守に努める。

4) 障がい者雇用へ向けた調査

町田市ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、受け入れ体制等の調査・検討を行う。

5) 第三者評価

東京都認証学童クラブ制度創設に関り、第三者評価受審に向けた準備・検討を行う。

Ⅲ. 学童保育事業

1. 保育基本理念

「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身の発達を支援する。

1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にする心を育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども同士の関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育で」を行う
- (2) 豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する
- (3) 子どもが身近な活動を通して社会に関心を持つよう、保育の中で取り入れていく。
 - ①子ども会議（皆が安心して気持ちよく生活できるように）
 - ②平和に関するお話会
 - ③「みちピカ町田」の活動に参加し、地域の清掃活動を行う。
 - ④町田市3R推進課の出前環境講座を受けエコ活動に取り組む。

3. 組織運営

1) 職員会

(1) マネージャー会議

毎月、管理職の職員が各クラブの掌握、情報共有を行う。また、業務改善や職員教育、諸会議の内容を決定する。

(2) 施設責任者会議

毎月、法人の業務を円滑に実施するためクラブ間および事務局との連絡・調整を行う。また、施設責任者は運営委員会に出席し、法人組織運営に関する業務執行状況の報告および調整を行う。

(3) ブロック会議

12クラブを4クラブずつの3ブロックに分け、毎月、ブロックごとに「ブロック会議」を開催し、情報共有および業務標準化を図る。

4. 関係団体・機関との連携

1) 行政との連携

- (1) 地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に関する連携を図る。
- (2) 町田市子ども発達センター等、地域の子育て支援に関する諸機関との連携を図る。
- (3) 町田市教育センターが主催する「特別支援学校連絡協議会」に参加し、特別な支援が必要な児童の保育・療育等に関する連携を図る。
- (4) 「放課後子ども教室（まちとも）」を運営する運営協議会との協力・連携を図る。

あそび方のルール、ケガやトラブルなどの情報を共有する。また、緊急時対応ガイドラインの確認を行う。

5. 保育の質の向上

1) 児童の安全対策

支援員の事故防止対策に対する知識を身に付け、児童への安全指導が適切に行えるよう、前年度の事例を振り返る。ブロック会議等で事故防止対策の報告を行い、必要に応じてマネージャーが指導、助言する。

2) 保育実践の報告会

保育実践の交流を、正規職員全体会の際にクラブごと、またはグループに分かれディスカッションする時間を設け、お互いの実践を振り返り学ぶ場を設ける。

3) 保育に関する自己点検

研修等の際に振り返りシートを活用し、全支援員が自身の保育について振り返り保育の質の向上に努め、マルトリートメント（児童への不適切な対応）を防ぐ。研修担当者は、振り返りシートの項目を意識し盛り込んだ研修内容とする。

6. 安全対策

1) 業務継続計画

学童保育クラブ事業は児童の心身等の安全等を支えるために必要不可欠な施設となっており、非常時においても継続的なサービスが求められている。職員や保護者、地域の人とともに児童の安全を確保し業務を継続する体制を整える。業務継続計画に基づき、備品等の準備、避難訓練等を実施し、その後、課題等の洗い出し、見直しや改善を行う。

2) 児童への健康指導・安全指導

児童の安全を確保するため、安全計画に基づき以下の取り組みを行う。

健康指導	感染症対策指導(手洗い等)、熱中症対策指導を年2回以上実施する。
安全指導	学区域の通学路マップ等を使い、年に3回(4、7、2月)交通安全指導を行う。
	年度当初に、施設内外の危険箇所、遊具の使い方や遊び方に関する指導を行う。

3) 食物アレルギー・熱性けいれん・てんかんの対応

(1) 食物アレルギー

「学童保育クラブ食物アレルギーの手引(町田市)」、「食物アレルギー対応マニュアルおよびチェックリスト」をもとに、日常の食品管理は専用のケースで行い、おやつ提供時の事故防止対策を徹底する。
食物アレルギーをもつ児童の家庭と年度ごとに面談を実施し、個別対応プランを立て、プランに基づきおやつ等の提供を行う。

(2) 熱性けいれん・てんかん

熱性けいれん・てんかんをもつ児童の家庭と年度ごとに面談を実施し、発作が起きた際にはチェックシートと座薬の挿入に関する意見書、同意書兼依頼書をもとに対応する。対象となる児童の在籍の有無に関わらず、年度当初にアレルギー、熱性けいれん・てんかんの対応について支援員教育を行う。

4) 防災・不審者対応

(1) 火災事故防止

全クラブに防火・防災管理者を配置し、消防計画をもとに適切な訓練等を行う。
また、火災防止のため、チェックリストを基に毎日、点検を行う。法定の消防設備保守点検が義務付けられている施設は、年2回点検を受ける。

(2) 児童・職員の訓練

「町田市学童保育クラブ防災・不審者対応マニュアル」に基づき、自然災害時や不審者対応等の訓練を毎月行う。また、職員教育として警察署、消防署職員による訓練をそれぞれ年1回、実施する。

町田市の土砂災害・洪水ハザードマップで危険個所となっているクラブ（大蔵・大戸のびっ子・金井・成瀬中央あおぞら・南大谷・わんぱく）は、1学期に訓練を実施する。

「放課後子ども教室（まちとも）」を運営する運営協議会と合同の避難訓練（地震・不審者等）を企画提案し実施する。

	火災	地震	不審者
4月	児童・職員	児童・職員	職員
5月	児童・職員	児童・職員	児童・職員
6月		児童	
7月	移動防災教室(児童)★		
8月	児童		児童
9月		児童	
10月	児童		
11月	児童・職員★		
12月		起震車体験(児童)★	職員★
1月	児童		
2月		児童	
3月		児童	児童

★関係機関による訓練

5) 衛生管理

- (1) 衛生管理マニュアル・チェックシートに基づき、施設・設備の維持管理を日・月・年単位で行う。

調理関係	使用前に消毒などを行う。
遊具の消毒	定期的にアルコール消毒を行う。
感染症、伝染病等	熱中症、感染症などの対処法の職員教育を行う。

(2) 食品の管理

食品の賞味期限の管理は、マニュアルに基づき、複数の支援員で確認をして提供をする。定期的に食品の在庫管理を徹底する。4月に食品の管理についてマニュアルの確認を全支援員で行う。

6) 安全計画、各種マニュアルの改定

安全計画を昨今の事案や日々の活動にて発生した事案を顧みて見直しを行う。また、法人で作成している事故対応マニュアルを改定する。

7. 地域との交流・貢献

1) 交流・合同行事

オンラインを活用し法人内学童保育クラブ合同高学年会議を開き、北地区・南地区の合同行事を企画する。また、運営主体が異なる他クラブとの交流をすすめる。

2) 地域との交流を目的とした行事の実施

- (1) 地域の自治会等や、地域での子どもの安全と健やかな成長を願う団体と、行事を通して交流を図る。
- (2) 学童保育に在籍する子どもと地域の子どもの交流を目的に、地域開放行事などの取り組みを実施する。
- (3) 近隣保育園等、福祉施設との交流の機会を設ける。

3) 市内業者との契約

- (1) 施設維持・修繕等は緊急時の対応やその後のメンテナンス等のことを考え、市内業者との契約を基本とし、市内業者の一覧表を基に依頼する。物品、消耗品は、市内の文具店を代理店とした Web サイトで購入する。
- (2) 町田市シルバー人材センターに施設清掃、交通安全見守り等の請負業務を依頼する。
- (3) 長期休みのお弁当注文は、学童保育クラブ周辺の店舗、特に市内の障がい者施設を活用し、児童が地域のことを知る機会とする。

8. 保護者支援

1) 個別の家庭支援

(1) 個人面談

子どもの成長を伝える機会として、年1回以上、全家庭を対象に実施する。支援員と保護者の信頼関係づくりに重点をおいて、個別支援を行う。実施にあたっては、保護者が方法（対面・オンライン）を選べるようにする。

(2) 懇談会

保護者同士が悩みや相談ができるよう、学年別やグループ別などに分けて保護者からテーマを募るなど身近なことについて気軽に相談しあえるよう支援する。参加者が少ないクラブは理由を分析し、参加しやすい環境を検討する。

(3) その他

- ① オンラインを活用した行事、懇談会、個人面談を実施する際には、保護者に手順書を配布し、テスト期間を設ける等の配慮をする。
- ② 児童の入退室管理システムを活用し、おたよりやお知らせをデジタル配信し、保護者の手元にスムーズに情報が届くようにする。また、懇談会の出欠等のアンケートの提出も可能となるように整備を進める。

2) 保育参加

保護者が保育を体験しながら、我が子だけでなく日頃の子どもの様子を知る機会として保育参加を実施する。多くの方に参加していただけるよう、子どもたちの作品展示コーナーを設置するなど工夫しながら年間を通じて実施する。また、保護者が学校を訪れる機会に合わせて実施する等、学童保育クラブに気軽に足を運べる環境を作る。

3) 保護者会支援

子育てを通じて保護者同士が繋がり協力しあえる関係になるよう、保護者が活動に参加する機会を保護者会役員と相談しながら設ける。保護者会活動を通じて「我が子の成長が感じられる」「我が子の友達と触れ合うことができる」を軸に、保護者会活動が円滑に進むよう協力する。また、子どもたちを真ん中に保護者と支援員が手を取り合い、学童保育クラブの充実のための協働をすすめる。

4) 退会した児童と家庭への子育て支援

- (1) 退会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を必要に応じて行う。
- (2) ロケットキッズの案内と合わせて、クラブ情報を発信する

9. その他

1) 利用者アンケート

9月に各クラブ保護者に対し満足度調査を行う。調査方法はWebもしくは紙媒体での回答とし回収率を上げる。また、アンケート結果を分析し役員会等でご意見をいただき、施設運営・保育の質の向上をめざす。アンケート結果および改善策については、12月までに保護者へ報告する。

2) 放課後児童クラブ自己チェックリストの活用

学童保育クラブ事業内容について年に一度、放課後児童クラブ自己チェックリストを用いて、各クラブ・事務局にて振り返る。その後、責任者会で法人としての検討を行い、事業内容向上に向けた取り組みに努める。

3) 業務改善

業務改善として、現状の把握や業務内容、業務量を洗い出し、見直しを行い改善を進める。

- (1) 各クラブの教材等（壁面、誕生会カード等）をデータ化し、クラウドにて情報共有する。
- (2) 児童の入退室管理システムの活用
現在の特別保育利用実績、町田市へ提出する出席表のデータ等を入退室管理システムを活用して行えるよう、業者と連携しながら導入できないか検討する。

4) ボランティア等の受入れ

- (1) 近隣大学や、市民活動のコーディネーター、ボランティアセンター等と連携を図り、ボランティア受け入れの拡大を進める。受け入れにより、外部の方から見た視点を取り入れ、施設運営のあり方の見直しを進める。
- (2) 中学生や高校生の職場体験、実習等、玉川大学よりインターンシップの受け入れを行う。
- (3) 町田ボランティアセンターの「夏ボラ」に登録し、受け入れを行う。